

【補助事業概要の広報資料】

整理番号：24-7

補助事業名：平成24年度 特殊関税制度等の標準化に関する調査研究等補助事業

補助事業者名：一般財団法人 国際貿易投資研究所

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

機械産業をはじめとする我が国製造業の企業が、海外で事業を展開する中で直面する様々な法制度面でのリスクを調査し、それらの制度や企業のコンプライアンスのための対応を標準化することによって、我が国企業が晒されるリスクや業務・財政的負担を低減できないか検討する。

(2) 実施内容

①各国アンチ・ダンピングルールの標準化研究 (<http://www.iti.or.jp/>)

近年、我が国の輸出企業を対象としたアンチ・ダンピング調査を実施した実績がある新興国等のアンチ・ダンピング制度におけるユニークな制度及び執行、我が国企業が注意すべき点等について調査し、それぞれの制度および執行における問題点について、それらの制度の将来的な標準化を念頭に、どのようにして修正させることが出来るか等について検討する。

<研究委員会>

- ・ 第1回研究委員会(平成24年9月24日)
- ・ 第2回研究委員会(平成24年11月5日)



- ・ 第3回研究委員会(平成24年11月29日)

- ・調査研究成果報告会（平成 25 年 3 月 26 日）



<セミナー>

- ・「米国の関税制度及びアンチダンピング等貿易救済制度に関する最新情勢」平成 25 年 3 月 25 日



②各国競争法に対応するための企業行動基準並びにコンプライアンスの標準化研究

(<http://www.iti.or.jp/>)

我が国機械工業の企業が主たる市場としている国/地域の独占禁止法・競争法が標準化及び技術標準をどの様に扱っているか、法律・ガイドライン・判例等について調査・比較することによって、我が国企業が各国の競争法に対しコンプライアンスを遵守するための行動指針を検討する。

<研究委員会>

- ・第 1 回研究委員会（平成 24 年 7 月 5 日&7 月 18 日）
- ・第 2 回研究委員会(平成 24 年 10 月 5 日)
- ・第 3 回研究委員会(平成 24 年 11 月 8 日)

- ・ 第4回研究委員会（平成24年12月7日）



- ・ 調査研究成果報告会（平成25年2月21日）



<セミナー>

- ・ 「中国の事業統合規制、欧米の独占禁止法関連の最近の執行状況に関する解説」平成24年5月22日



- ・「自動車部品業界におけるカルテル調査から得られる教訓、並びに、調査当局による情報開示によってリニエンシー制度を活用するメリットが失われるリスクはあるか？」平成 24 年 5 月 29 日



- ・「インドの競争法に関する最近の動向」平成 24 年 10 月 4 日
- ・「カルテル事件での和解合意・司法取引の活用方法並びにリニエンシー申請の是非」平成 24 年 11 月 21 日

2. 予想される事業実績効果

①各国アンチダンピングルールの標準化研究

機械産業をはじめとする我が国の輸出企業が、現時点で直面しているアンチダンピングリスクとして最も大きい新興国 4 ヶ国のアンチダンピング制度を取り上げ、調査・分析を行った。その結果、タイ・インド・インドネシア・豪州のアンチダンピング制度の概要、ユニークな制度、我が国輸出企業が注意すべき点等が判明し、それらの国に輸出を行っている我が国機械産業をはじめとする輸出企業に、貴重な情報を提供することができた。これによって、これら 4 ヶ国に輸出する企業が注意しなければならない点が明らかになるとともに、不幸にして、アンチダンピング調査の対象となった場合にも、効果的に対応できると考えられる。また、それら制度の標準化のためには、我が国政府当局と協力し、世界貿易機関 (WTO) の紛争解決機関の上手に活用することが必要であることもわかった。

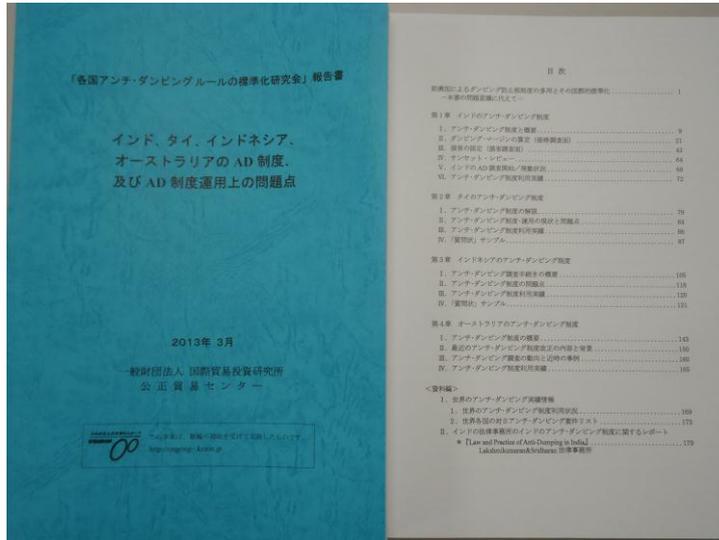
②各国競争法に対応するための企業行動基準並びにコンプライアンスの標準化研究

機械産業をはじめ世界で事業を展開する我が国企業にとって重要度を増しつつある標準化や技術標準が、主要地域の競争法・独占禁止法で、どのように扱われているかをこのように網羅的に調査するのは、恐らく我が国で初めての試みであり、非常に貴重な研究成果を提供することが出来た。また、対象とした国・地域が、日本・米国・EU・ドイツ・シンガポール・ブルガリア・インド・インドネシア・中国・台湾の 10 ヶ国／地域に及び、重要地域をカバーしている為、企業による実際的な利用価値も高いと考えられる。結果として、こういった標準化に関する法令・ガイドラインを現時点で有しているのは先進国だけであることが、

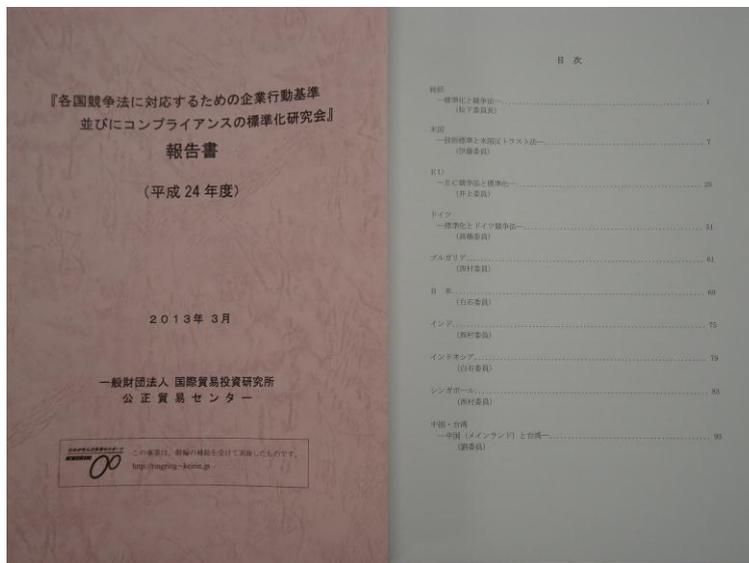
判明したが、新興国は自国の技術・産業育成のため、こうしたことに関連する法制度を急速に整備する可能性があるため、今後とも十分な動向注視が必要であることも理解し、注意を継続することの重要性も伝えることが出来れば幸いである。

3. 本事業により作成した印刷物

①「アンチダンピングルールの標準化」報告書



②「各国競争法に対応するための企業行動基準並びにコンプライアンスの標準化」報告書



4. 事業内容についての問合せ先

団体名：一般財団法人 国際貿易投資研究所
 (イッパンザイダンホウジン コクサイボウエキトウシケンキュウシヨ)
 住所：〒107-0052 東京都中央区築地 1-4-5 (第37興和ビル3階)
 代表者：畠山 襄 (ハタケヤマ ノボル)

担当部署：総務部

担当者名：寺川 光士（テラカワ コウジ）

電話番号：03-5148-2601

FAX 番号：03-5148-2677

E-mail：(terakawa@iti.or.jp)

URL：<http://www.iti.or.jp/>